告



毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

則

○福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

○福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 ○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ た件四件

県

在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

島

規 則

福

ルド条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則及び福島ロボットテストフィー

令和元年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十七号

福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 福島県給水施設等条例施行規則(昭和五十四年福島県規則第五十九号)の 一部を次の

第十七条第一号を次のように改める。

水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。

第十八条第一項中「一年に一回」を「毎年一回以上定期に」に改める。

附

この規則は、 公布の日から施行する。

340

福島県規則第三十八号

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

(食品生活衛生課)

部を次のように改正する。 福島ロボットテストフィールド条例施行規則(平成三十年福島県規則第五十九号)の

別表研究棟附属設備の部3Dプリンタ①の項中「一、一一〇円」を 「九二〇円」 に改

める。

この規則は、 公布の日から施行する。

(産業創出課ロボット産業推進室)

示

三四〇

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十一月 十九日から令和二年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 福島県告示第三百七十六号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

業労政課に備え置いて縦覧に供する。 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商

壺 壺 令和元年十一月十九日

薑薑

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

内

堀 雅

雄

変更した事項 ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四○番地ほか

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前)株式会社ヨークベニマル

福島県郡山市朝日二丁目 代表取締役 真船 幸夫 一八番一

号

馬上 光子 フラワーショップまがみ

福島県いわき市小川町下小川字上ノ台ニニ

株式会社コスモネット

代表取締役 三上 明

京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町六八九番地

(変更後) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫

福

報

Б.

届出をした者 令和元年十一月七日 四

届出年月日

 \equiv

変更した年月日 平成三十年四月三十日 馬上 光子 福島県いわき市小川町下小川字上ノ台ニ三 フラワーショップまがみ 福島県郡山市朝日二丁目 一八番一

リコーリース株式会社 株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十七号

策課に備え置いて縦覧に供する。 十九日から令和二年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 令和元年十一月十九日

カワチ薬品富田店 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県郡山市富田町字西町下一

変更した事項 番地一ほ

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) 株式会社カワチ薬品 ては代表者の氏名

栃木県小山市大字卒島一二九三番地 代表取締役 河内 伸二

代表取締役 山一ベジフル株式会社 増岡 芳文

福島県郡山市大槻町字向原一一 一四番地

(変更後) 株式会社カワチ薬品

栃木県小山市大字卒島一二九三番地 代表取締役 河内 伸二

株式会社ランドエルHD 宗像

福島県郡山市字山崎三〇五番地の六五 代表取締役

変更した年月日

 \equiv

福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十一月 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

福島県知事 内 堀 雅 雄

ては代表者の氏名 変更前) 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

栃木県小山市大字卒島一二九三番地

代表取締役 増岡 芳文 山一ベジフル株式会社

福島県郡山市大槻町字向原一一 四番:

株式会社カワチ薬品

(変更後)

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島一二九三番地

株式会社ランドエルHD

代表取締役 宗像 寛

福島県郡山市字山崎三〇五番地の六五

変更した年月日

平成二十四年七月一日

 \equiv

届出年月日 令和元年十一月八日

四

Ŧi. 届出をした者 株式会社カワチ薬品

四 届出年月日 平成二十四年七月一日

号

<u>Ŧ</u>i. 令和元年十一月八日

届出をした者

有限会社ワイズ 株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十八号

策課に備え置いて縦覧に供する。 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政 十九日から令和二年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十一月 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 大規

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和元年十一月十九日

カワチ薬品安積店 福島県郡山市安積町荒井字雁股八番一〇一ほ大規模小売店舗の名称及び所在地

Б.

報

福島県告示第三百七十九号

課に備え置いて縦覧に供する。 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政 十九日から令和二年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十一月 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規 令和元年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更した事項 株式会社カワチ薬品須賀川店 福島県須賀川市陣場町一番地ほか 大規模小売店舗の名称及び所在地

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ (変更前)株式会社カワチ薬品

代表取締役 山一ベジフル株式会社 増岡 芳文

栃木県小山市大字卒島一二九三番地

河内 伸二

株式会社カワチ薬品 福島県郡山市大槻町字向原一一四番地

(変更後)

株式会社ランドエルHD

栃木県小山市大字卒島一二九三番地

代表取締役

河内 伸二

福

代表取締役

福島県郡山市字山崎三〇五番地の六五

変更した年月日

 \equiv

届出年月日 平成二十四年七月一日

四

届出をした者

令和元年十一月八日

株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十号

年十一月十九日から同年十二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

> り課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務 課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

(商業まちづくり課)

福島県知事 内 堀 雅

雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

地の二 (仮称) アメリカ屋矢野目店、 眼鏡市場福島店 福島県福島市南矢野目谷地七〇番

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

意見なし。

福島県告示第三百八十一号

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和元年十一月十九日

加藤純 大森ハツネ 小所在の不分明な者の氏名 小池清記 目黒清治

目黒重夫

福島県知事

内

堀

雅

雄

通知の内容の要旨

の指定施業要件を変更する件(令和元年農林水産省告示第千五十六号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

2 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

(森林保全課)

福島県告示第三百八十二号

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 都市計画事

令和元年十 一月十九日

施行者の名称

五四三二一 都市計画事業の種類及び名称 双葉都市計画下水道事業 (双葉町公共下水道

福島県知事

内

堀

雅

雄

事業認可の年月日 昭和五十六年二月十二日

事業施行期間 昭和五十六年二月十二日から令和八年三月三十一日まで

事業地 島県告示第五百七十五号)の事業地に双葉町大字中野字竹ノ花収用の部分(都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十年福

一部の区域を加える

福

一部の区域を加える。 島県告示第五百七十五号)の事業地に双葉町大字長塚字深谷の使用の部分「都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十年福

に大字長塚字寺内さく及び字寺内前の各一部の区域を削る。ノ花、字宮ノ脇、字渋江、字高田、字谷地前及び字羽山前並び字中浜字木町、字西川原、字南原及び字南川原、大字中野字竹字事業地のうち、双葉町大字両竹字花ノ木及び字農師町、大一部の区域を加える。

(下水道課)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。